

読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について

(提 言)

平成27年3月

第26期 東京都立図書館協議会

目 次

第Ⅰ章	はじめに	1
1	読書の必要性	1
2	読書環境の変化と現状	1
	(1) コンピュータやインターネットの発達による読書の変質・変容	1
	(2) 読書の実態	2
3	読書活動推進のための施策	3
	(1) 全体的な状況	3
	(2) 子供読書活動推進計画	4
	(3) 東京都における子供読書活動推進計画（第一次・第二次・第三次）	5
	(4) 東京都立図書館協議会第21期提言（平成15年）	6
4	読書活動推進における公共図書館の役割	7
	(1) 子供の読書活動の推進	7
	(2) すべての住民に対しての読書活動の推進	7
	(3) 都道府県立図書館に求められる役割とは	8
5	提言（要約）	9
第Ⅱ章	都内における子供の読書活動	11
1	『平成25年度「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査』より概況	11
2	各自治体及び学校における取組事例	13
第Ⅲ章	都立図書館における読書活動推進の現状と課題	15
1	都立図書館の機能とサービス	15
2	読書活動推進のためのこれまでの取組	15
3	都立図書館の課題	17
第Ⅳ章	更なる読書活動の推進に向けて（提言）	
提言1	間接的なサービスと直接的なサービスの有機的な結合	18
	(1) 間接サービスと直接サービスとの有機的な結合	18
	(2) 間接サービスの拡充	19
	(3) 直接サービスの充実	20

(4) 障害者・外国人向けサービス	2 1
提言 2 子供の読書活動及び成人の生涯学習活動への支援	2 1
(1) 子供の読書活動への支援	2 1
(2) 成人の生涯学習活動への支援	2 3
提言 3 電子的な図書館サービスの活用	2 3
(1) 電子的な図書館サービスの展開	2 3
(2) デジタルデバイスへの配慮	2 5
提言 4 「家庭」「学校」「地域」との連携と P R 活動	2 6
(1) 家庭・学校・地域との連携	2 6
(2) P R ・ 広報の重要性	2 6
第 V 章 おわりに	2 8

※「子供」と「子ども」の表記について

本提言では法律等の固有名詞や直接引用部分以外は「子供」と表記を統一した。

第 I 章 はじめに

1 読書の必要性

国の策定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条では、子供にとっての読書を“言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの”と規定している。これは、われわれが各自の仕事を遂行し、生活を営み、人生を楽しむには、言語に対する「力」が必要不可欠であり、成長過程における読書がその力の醸成に大きな役割を果たすことを意味している。

読書はひとつの趣味として、われわれに悦びを与えるだけではない。われわれは他者の体験や考え方を読書を通じて知ること、自らの感性に磨きをかけ、より豊かなものとするができる。さらには、仕事や生活に必要な様々な情報や知識を獲得する上でも読書は必要不可欠である。前者を仮に「読む読書」、後者を「調べる読書」と呼ぶならば、この2種類の「読書体験」を通じて、われわれは人生を組み立てていると捉えることもできる。

成長期だけではなく、その後も読書はわれわれの言語に対する力（読解力・理解力・表現力・語彙力・論理的思考力）に影響を与え続ける。すなわち、

- ・良質な読書により「言語に対する力」が育まれる
- ・高い「言語に対する力」を通じて良質な読書体験が得られる

という二つの相互的循環が、われわれの人生をより深いものとしていくわけである。

2 読書環境の変化と現状

(1) コンピュータやインターネットの発達による読書の変質・変容

読書の傾向は時代により刻々と変化している。特に、近年のコンピュータやインターネットの発達により、若い世代を中心に、ゲームやネットに費やす時間が増加し、その結果として読書量がそれ以前よりも減少する傾向にある。このため、いわゆる「活字離れ」の問題が社会的に提起され、後述するように様々

な対策が施された。その一部は効果を上げたものの、さらに最近では、スマートフォンやタブレット型端末の高度化により、読書自体の変質・変容が生じている。電子書籍の普及はその顕著な例である。CD-ROMを媒体とする電子書籍の歴史は古いが、2010年を「元年」とする電子書籍の場合には、デバイスとして、従来のパーソナルコンピュータに加え、インターネットに接続された環境でのタブレット型端末（スマートフォンを含む）が用いられ、その可用性・利便性が格段に向上している。日本においては、電子書籍として読むことのできる一般書のコンテンツが少ないことから、現時点では十分には普及していないものの、米国をはじめとする海外では、電子書籍が急速に広まっており、「読む際に紙媒体と電子媒体のどちらを選ぶか」という枠組みでは捉えきれない時代が実際に到来している。

なお、一般の書籍ではなく、学術雑誌に関しては、電子ジャーナル（オンラインジャーナル）の普及がすでに進んでおり、特に自然科学分野では、紙媒体による学術雑誌が急速に減少しつつある。価格高騰の問題や永年的な保存の問題など、いくつかの課題を抱えてはいるものの、電子ジャーナルはもはや必要不可欠な存在となっており、学術的な書籍（学術書）の一部もこれに準ずる状況にある。

（２）読書の実態

平成25年に実施された第67回読書世論調査（毎日新聞社）¹では、「普段書籍（単行本、文庫・新書本）を読む」と答えた人の割合は全体で54%であった。世代別では、10代後半の47%、70歳以上の42%が他の世代と比べてやや低い割合となっている。平成12年以降、全体での割合は、やや特異な年を除いて、おおよそ45%～55%の間で推移しており、明確な増加または減少傾向は認められていない。

同調査において「最近1か月に読んだ冊数」については、1冊以上読んだ人は全体の49%であった（「読まない」と答えた人が51%）。1冊以上読んだ

¹ 出典：『読書世論調査2014年版』毎日新聞、平成26年4月

平成25年に毎日新聞社が実施した調査を詳しく分析したもの。調査は毎年実施している。

人の中では「1冊」が最も多く、「読まない」を含めた全体の割合では15%となっている。「普段書籍を読む」と回答した人に限定した場合には、全体の平均冊数は3.8冊である（平成24年に実施された第66回調査と同じ）。

一方、書籍を読むのに使う1日の時間は、「読まない」と回答した人を除いた平均で57分であった（雑誌を含めれば平均67分）。それに対して、「ネットに使う時間」は全体の平均で58分となっている。しかしながら、ネットの使用時間は世代別での差が大きく、10代後半では117分、20代では136分となっている（以降、年齢が上がるにつれて減少）。「インターネットをする」人の割合は年々増加しており、書籍に比べて、インターネットの利用の程度はさらに高まることが予想される。

また、東京都の小学生・中学生・高校生については、東京都教育委員会による詳細な調査が実施されている。例えば、『平成25年度「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査』（東京都教育委員会、平成26年3月）では、小学校・中学校・都立高等学校等に対して実施された大規模調査の結果が報告されている（詳細は第Ⅱ章参照）。

3 読書活動推進のための施策

（1）全体的な状況

読書活動の推進に関する国の施策の流れをみれば、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国及び地方自治体は、子供の読書活動の推進のために計画を策定・公表することが定められた。平成17年には、文字や文字活字文化振興のための公立図書館の役割が明記された「文字・活字文化振興法」が制定される。また、平成18年には、教育基本法が改正され、生涯学習の振興、家庭教育に関する学習機会の提供、学校・家庭・地域の連携協力が明文化されることになった。この改正に伴い、「社会教育法」と「図書館法」が平成20年に一部改正となり、図書館に対し、社会教育における学習の成果を活用して行う教育活動の機会提供や家庭教育の向上に資する事業の実施が新たに期待されることになった。さらに平成22年には、この年を「国民読書年」と定めることが国会で決議されている。「子どもの読書活

動の推進に関する法律」の制定に伴い、国及び多くの地方自治体で実際に「子ども読書活動推進計画」が策定された。国の計画²は平成14年に策定され、これが第一次計画ということになる。その後、国は第二次計画を平成20年に、第三次計画を平成25年に策定し、国会に報告している。現在、地方自治体はこの第三次計画に基づき、各自の計画を策定済みまたは策定中という状況にある。

(2) 子供読書活動推進計画

『図書館概論』(樹村房 平成23年)³では次のように述べられている。“「子ども読書活動推進法」を受けて、各自治体は、それぞれ読書活動推進計画を策定し、それを実行している。たとえば、学校における一斉読書の実施や学校図書館の充実、公立図書館の児童書やヤングアダルト向けのコレクションの拡充のような基本的な政策のほかにも、幼稚園・保育園・学校への団体貸出、乳幼児向けブックリストの配布、「おすすめ本」リストの作成、「本の探し方」の手引きの作成、子ども向けの利用教育、子ども向けの図書館だよりの作成、子ども向けのホームページの開設、お話し会や読み聞かせなどの子どもを対象とした集会の開催、保護者向けの児童書講座・絵本講座等の開催、関連する民間団体やボランティアとの連携、学校教職員と公立図書館員との合同研究集会の開催、図書館員の学校への派遣、地域文庫・家庭文庫との連携、感想文コンクールの実施など、様々な取り組みが実施されている。子どもの「読書離れ」を防ぎ、読書を通じての豊かな人間形成を促進することは、公共図書館あるいは学校図書館に課せられた重要な使命であり、そのための活動を通じて、社会に貢献していかなければならない”(p. 161)。この記述が示す通り、子供の読書活動推進計画の実行にあたり、公共図書館が非常に重要な役割を果たしていることがわかる。

² 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

「第一次基本計画」は平成14年8月、「第二次基本計画」は平成20年3月、「第三次基本計画」は平成25年5月にそれぞれ策定された。

³ 出典：高山正也・岸田和明編『図書館概論』樹村房、平成23年9月

(3) 東京都における子供読書活動推進計画（第一次・第二次・第三次）

東京都においては、教育委員会が、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示した。続いて、平成21年3月に第二次計画、平成27年2月に第三次計画を策定し、子供の読書活動の推進の取組を継続している。

第二次計画においては、「取組の進んでいない学校の存在」「読書意欲の低い子供の存在」「絵本の読み聞かせが行われていない家庭の存在」を問題点として、以下の方針が設定された（p.7～8）。

[各学校を対象とした方針]

ア 各学校において読書活動を「指導の重点」と位置付け、読書指導計画を策定するなど組織的な取組の徹底を図ります。

イ 組織的取組に加え、未読者を中心とした児童・生徒一人一人への取組を行います。そのために小・中学校の場合は、「読書指南役」⁴の役割を果たす人が必要となります。

ウ 各学校の授業等を支援するため、東京都は区市町村・各学校に向けた事例・ノウハウ等の十分な情報提供を行います。

[乳幼児のいる家庭を対象とした方針]

エ 絵本の読み聞かせに関する情報を提供するなど、乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進めます。

オ 計画内容にかかる取組状況を定期的に確認するとともに、その成果の達成状況を検証していきます。

東京都では、第二次計画の取組により、未読者率（不読率）⁵は大幅に改善しているものの計画の目標値は達成されていないことから、より一層、学校、家庭、地域、図書館における読書環境の整備や家庭への啓発が必要であるとし、第三次計画では、「不読率の更なる改善」「読書の質の向上」「読書環境の整備」を主な目標としている。

⁴ 担任と連携し、個別の読書指導を行う。子供が親しみや信頼感を持ち、「この人がすすめる本なら読んでみよう」と思えるような存在の大人。名称は「読書指導員」などでも可（司書教諭、学校図書館指導員等が読書指南役になりうる）。

⁵ 1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合。第三次計画から国に合わせて「不読率」としている。本提言では、直接引用部分を除き、以降「不読率」で表記を統一する。

(4) 東京都立図書館協議会第21期提言（平成15年）

東京都立図書館協議会では、子供読書活動推進計画の策定に伴い、平成15年に、第21期提言として、「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」を報告している。その骨子は以下のとおりである。

○ 子供の読書活動の拠点としての役割

ア 研究センター機能

子供の読書活動を支える図書館サービスという視点から、読書についての研究を行い、この成果のもとに、図書館サービスを組み立て、活動の実践を支えていく。（活動内容：実態調査、事例収集、情報提供・発信、実証的研究、理論的研究）

イ 資料センター機能

多様な利用者、用途へ配慮した資料の収集と提供、資料の製作発信を行う。

ウ サービスセンター機能

- ・蓄積をいかした高度なサービス：情報活用講座の実施、調べ方リーフレットの作成と配布
- ・新しいサービスの企画と実験的試行：学校との連携協力のもとでの教員支援のモデル実施

○ 都内図書館の振興と援助

ア 人材育成

都内公立図書館の読書活動推進担当職員研修、市民ボランティア養成担当職員研修

イ 広報啓発事業の拡充

○ 関係団体との連携協力事業

ア 学校・学校図書館への直接的支援

司書教諭研修への支援、学校図書館経営支援、広報活動の連携協力、情報提供支援

イ 区市町村立図書館を通しての学校・学校図書館支援

ウ 他機関・諸団体との連携協力事業

子供に対する事業を行う東京都の機関や民間団体との連携協力と読書活動推進に向けた組織作り

4 読書活動推進における公共図書館の役割

(1) 子供の読書活動の推進

一般的に、「子供の読書活動の推進」に寄与する公共図書館のサービスは、児童・青少年（ヤングアダルト）に対する直接的なサービスと、学校への支援などの間接的なサービスとに分けることができる。以下、それぞれの代表的なサービス・支援を列挙する。

ア 児童・青少年（ヤングアダルト）向けサービス

貸出・閲覧、レファレンスサービス（調べ学習支援）、利用教育・情報リテラシー教育・読書相談、ブックスタート、行事・集会（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなど）、場の提供、アウトリーチ（病院、少年院等）、インターネット端末の提供、子供向け検索システムの提供、障害者サービス、多文化サービス、PR活動（ソーシャル・ネットワーキング・サービス利用含む）など

イ 学校への支援（幼稚園・保育所等への支援、学校図書館支援センターへの支援含む）

協力貸出（セット貸出）、研修、職員派遣（研修講師、出張お話し会など）、地域ネットワーク構築（資源共有ネットワークなど）、職場体験、図書館見学など

(2) すべての住民に対しての読書活動の推進

子供に限定することなく、すべての住民の読書活動を向上させるために、当然のことながら、公共図書館はそのサービスの一層の充実を図っていかなければならない。この際に、さらに

- ・高齢者や障害のある方に対する配慮
- ・外国人向けの多文化サービスへの配慮

などにも留意する必要がある。

さらに、近年のインターネットの発達に伴い、電子的な図書館サービスを展開することが可能となっており、その拡充に努める必要もある。遠隔に居住しているなどの理由で図書館に来館しない人々に対する対応は、公共図書館にお

ける長年の課題であった。それに対して、ウェブを通じて図書館サービスを提供すること、また、その一環として電子書籍・電子ジャーナルを利用可能とすることは、その課題の解決へとつながる可能性がある。また、逆に考えれば、インターネット及びそれに基づく電子的な図書館サービスが発達すれば、何かの理由でそれらを利用できない、いわゆる「情報弱者」への対応の必要も生じてくる。公共図書館はその種のデジタルデバイド⁶を解消する役割をも担っていることを忘れてはならない。

(3) 都道府県立図書館に求められる役割とは

伝統的な図書館学では、公共図書館のうち区市町村立図書館が対利用者の「第一線」に位置し、直接的なサービスを展開していくのに対して、都道府県立図書館は、区市町村立図書館への支援を通じて、利用者に対して間接的にサービスを提供するという図書館ネットワーク構造が、ひとつの前提とされてきた。実際、各図書館が単独でその住民のすべての情報要求を満たすことは不可能であり、限られた資源（予算、職員）の中で図書館サービスを提供するために、このネットワーク構造が、それなりの機能を果たしてきたと考えられる。例えば、ある県立図書館が新たなレファレンスツールの研究開発を行い、それをその県の市町村立図書館が利用するという役割分担によって、県全域における図書館サービスが効率的に向上する。

しかし同時に、利用者側からみれば、都道府県立図書館も、区市町村立図書館も、ともに公的に利用可能な図書館という点では同じであり、直接サービス・間接サービスという役割分担を利用者は意識しないこともまた事実である。これは、都道府県立図書館といえども、利用者に対する直接サービスを展開していく必要があり、直接サービスと間接サービスとの間のバランスに留意し、それらを効果的・効率的に結び付けていく努力が求められている。

⁶ コンピュータ等情報通信技術が利用できないために生じる格差。

5 提言（要約）

以上のような一般的な公共図書館あるいは都道府県立図書館の在り方に基づき、都立図書館は長年にわたって、都民に対して図書館サービスを提供してきた。その現状については、第Ⅲ章で概観するが、このような状況を踏まえて、第26期東京都立図書館協議会では、平成25年度及び26年度において、「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」検討・議論を進め、提言をとりまとめた。これは第21期提言（平成15年）「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」の後を受け、その後の状況の変化に配慮しつつ、成人を含めたさらなる読書活動推進を目指したものである。

ここでは、その要約のみを示す。提言のより具体的な内容については、第Ⅱ章にて都内における子供の読書活動、第Ⅲ章にて都立図書館における読書活動推進の現状と課題を概観した後に、第Ⅳ章にて詳しく述べる。なお、今回の提言をまとめるにあたって、次の前提を設定した。

- 対象は乳幼児から社会人、ただし、読書習慣定着の観点から、特に児童・青少年（ヤングアダルト）に重点を置く。
- 「読書活動」には、単に本を読むことだけでなく、調べ学習や課題解決のために資料を参照することも含む。
- 学校や学校図書館、区市町村立図書館の役割を踏まえ、読書活動推進に必要な都立図書館の機能・サービスを考える。

その上で、検討・議論を進め、以下の4点を提言としてまとめることとなった。

提言1 間接的なサービスと直接的なサービスの有機的な結合

都立図書館は、都民の読書活動を推進するため、「都道府県立図書館」としての区市町村立図書館や学校図書館への支援（間接的なサービス）を拡充するとともに、都民に対する直接的なサービスについてもより一層展開していかなければならない。間接的なサービスと直接的なサービスは有機的に結びつくことが必要であり、後者の拠点のひとつとして、新多摩図書館を位置づけることを視野に入れるべきである。また、その際には、障害者や外国人に対するサービスにも配慮しなければならない。

提言 2 子供の読書活動及び成人の生涯学習活動への支援

子供（児童・青少年（ヤングアダルト））の良質な読書習慣を育むためには人的資源が重要であり、都立図書館は、研修の開催や講師派遣などを通じて、このための人材育成に貢献しなければならない。また、読書活動の推進における公立図書館の機能や役割について、生涯学習活動への寄与をも念頭に置きつつ、研究を進めていくべきである。

提言 3 電子的な図書館サービスの活用

地理的に遠隔な都民に対して都立図書館機能の利用可能性を高めるには、インターネットを活用した電子的な図書館サービスが欠かせない。電子書籍の普及をも鑑みつつ、電子的なサービスの一層の拡充に努める必要がある。また同時に、インターネットの利用技術の変化（スマートフォンの高度化・普及など）に対応したデジタルデバイド解消のための方策を検討すべきである。

提言 4 「家庭」「学校」「地域」との連携とPR活動

読書活動の推進を効果的に図るには、「家庭」「学校」「地域」との直接的・間接的な連携を深めることが重要であり、そのためにこれらの連携を視野に入れた機能・サービスの拡充を図る必要がある。可能な限り数多くの都民に対して、それらを利用する機会を提供すべきであり、そのためには、拡充した機能・サービスの一層の周知（PR・広報）に努めなければならない。

第Ⅱ章 都内における子供の読書活動

1 『平成25年度「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査』より概況

東京都では、都内の子供の読書の状況、及び公立学校や公立図書館等における読書活動等の現状を把握し、今後の施策に活用することを目的に、標記調査を隔年（平成21、23、25年度）で実施している。本項ではそのうちの平成25年度調査から、都内の子供の読書活動の状況を概観する。

児童、生徒の読書の状況としては、1か月の間に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合（不読率）は、調査を開始した平成21年度に比較すると各学年とも大幅に改善している。しかし、学年が上がるにつれて不読率が上がるのは、いずれの調査年次も同様であり、また全国的な傾向とも変わらない。本を読まなかった理由としては、小学生から中学2年生までは「読みたい本がない」「本に興味がない」の割合が高く、中学3年生から高校生は4割以上が「時間がない」としている。

学校における取組の状況としては、都立学校及び都内公立小中学校では、学校における読書活動等の推進に向けて、教育課程の指導の重点に読書活動を明記する学校が多く、特に高校では調査開始年次である平成21年度と比較すると大幅に増加している。また、大半の学校で経営方針に読書活動の推進が位置付けられており（小学校92.6% 中学校86.3% 高校80.7%）、学校全体で読書活動推進に取り組もうとする学校が増えたことがうかがえる。

その他、学校における具体的な取組としては「朝や昼休み等に読書時間を設定する」、「読書週間、読書月間を設ける」等、読書時間を確保するための取組や、「教師の推薦図書を児童に紹介する」、「学級文庫を設置する」等、読書指導の充実のための工夫や、「学校図書館の機能や利用方法について計画的に指導する」、「学校図書館利用案内や手引を作成する」等、学校図書館を活用した取組が行われている。その一方で、読書活動に取り組む上での課題としては「読み聞かせ、ブックトーク等のノウハウ」「学校図書館の整備」「公立図書館の活用」等が高い割合を示し、今後も継続して取組が必要であることを示している。

2 各自治体及び学校における取組事例

前項で挙げたように、都内各自治体や学校ではさまざまな取組が行われているが、一部の事例を以下に紹介する。

○区・市町村における取組

港区の取組

「港区子ども読書活動推進計画（第2次）」のもと、保育園等への「団体貸出」やヤングアダルト世代からの意見を集めるための「中高生懇談会」の開催、区立小・中学校に全校配置されているリーディングアドバイザースタッフの資質向上を図るための研修の実施などに取り組んでいる。

現在、平成26年に策定した「港区教育ビジョン」を踏まえ、第2次計画の改定を行っている。改定後の計画では、「読書に親しみ、生涯を通じて本をとおして学ぶ大人になることの手助けをする」を計画の目的として、5つの基本目標を掲げ、計画期間（平成27年度から平成32年度）中、平成25年から実施している「みなと子ども読書まつり」の充実や「学校図書館支援機能の強化」などを重点事業として取り組んでいくこととしている。

八王子市の取組

生涯読書活動推進計画と子ども読書活動推進計画の2つの計画から成る「第2次読書のまち八王子推進計画」のもと、「地域」、「学校」、「図書館」それぞれの取組が行われている。なかでも特徴的なことは、読書推進委員やボランティアを活用した「学校図書館サポートセンター事業」のほか、図書館による「学校図書館支援サービス」、乳幼児には、図書館と保健センターが連携した子育て支援事業を行っていることなどがあげられる。

現在、平成27年度から5か年の「第3次読書のまち八王子推進計画」の策定作業を行っており、第3次計画ではこれまでの成果と課題を踏まえ、5つの基本方針を定め、地域・学校・図書館の連携や支援体制をさらに強化し、「学校図書館サポートセンター（仮称）」の設置や保育園・幼稚園など身近な施設での読書活動の推進、子どもの読書活動に関わる情報発信と啓発活動を積極的に実施していくほか、図書館における体験型・参加型イベントなどを充実させ、読書離れが進む中高生の図書館利用の促進にも積極的に取り組んでいくこととしている。

○学校における取組

都立南多摩中等教育学校・高等学校

国語科で中等前期の3年間、1人100冊の読書を目指す「100冊プロジェクト」や、生徒が作成した本のPOPを近隣の書店へ展示するといった取組を行っている。また、各教科や総合的な学習でも、生徒による調べ学習を活発に行っており、学齢が上がるに従って論文や専門的な資料を求める生徒も多い。

文教大学付属中学校 付属高等学校

総合的な学習、キャリア教育の中で司書教諭が授業を行ったり、ビブリオバトルや図書委員会によるブックトークを実施している。児童・生徒の多様な資料要求に対応するため、近隣の区立図書館の学校支援サービスを活用し、団体貸出を受けている。

帝京大学中学校・高等学校

国語科の読書指導の一環として、副読本で紹介されている作品や小論文、時事的なものなど教科の学習に合わせて読書を行う取組や、新聞の発行や図書を紹介する冊子の作成、他校の図書委員会との交流など、図書委員会による活発な活動を行っている。

第三章 都立図書館における読書活動推進の現状と課題

1 都立図書館の機能とサービス

都立図書館は、“広域的・総合的情報拠点として、首都東京の中核的公立図書館の役割を担い、図書館資料及び図書館内外の情報の整備・充実に努め、都民及び利用者に対し、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に貢献する。”また、“区市町村立図書館との役割分担のもとに、都内公立図書館、学校及び同種施設等と連携協力し支援を図ることにより、東京の図書館サービス全体の向上に寄与する。”（「都立図書館運営方針」より抜粋）これらを目的として、以下の基本方針のもとに各種のサービスを行っている。

【基本方針】

- 1 都立図書館は、中央図書館を統括機能の有する中心館とし、多摩図書館を合わせて一体的な運営を行うとともに、各館が機能及びサービスを分担する。
- 2 都立図書館は、図書館サービス指標を設け、効率性、効果性、迅速性等の経営的視点を重視した運営及び事業を展開する。
- 3 都立図書館は、来館者、非来館者を問わず、都民及び利用者が高度・高品質な情報サービスを楽しむようサービス提供環境を整備し、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援する。
- 4 都立図書館は、資料の継続的、網羅的な収集を行うとともに、適切な資料管理を行い、将来にわたる利用のため図書館資料の長期的保存を図る。
- 5 都立図書館は、都内公立図書館や学校等への協力支援を行うとともに、都内公立図書館の相互協力ネットワーク化を促進する。
- 6 都立図書館は、図書館未整備地域に対し、補完サービスを行う。

2 読書活動推進のためのこれまでの取組

都立図書館の子供の読書活動推進事業の根拠となるものは、第1章3（3）及び（4）で概観したように、「東京都子供読書活動推進計画」と、『第21期都立図書館協議会提言「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」』である。都立図書館ではこれらに基づき、児童青少年サービス

を所管する多摩図書館を中心に以下のような取組を行ってきた。

○ 啓発資料等の作成と配布

読書推進のための啓発資料や、学校での読書活動を支援するための冊子を作成、配布している。

- ・「読み聞かせABC」（小学校の教職員対象）

小学校等で集団の子供たちに読み聞かせを行う人のためのガイドブック

- ・「子どもたちに物語の読み聞かせを」（小学校1年生の保護者対象）

小学生の保護者に対し読み聞かせの重要性を伝えるためのガイドブック

- ・「扉をあけてⅡ」（中学生対象）

中学生におすすめの物語56冊を7つのテーマで紹介

- ・「羅針盤Ⅱ 高校生のための本42冊」（高校生対象）

高校生におすすめの本を7つのテーマで紹介

- ・「これならできる！自由研究－111枚のアイデアカードから選ぼう」

小学生の自由研究のための111のアイデアと、関連するノンフィクションの本（知識の本）を紹介

- ・「特別支援学校での読み聞かせ 都立多摩図書館の実践から」

特別支援学校での読み聞かせを支援するためのガイドブック

その他、「本のよろこびを子どもたちに」、「しずかなひととき」、「ほん・本・ごほん1、2、3」等があり、いずれも都立図書館ホームページで公開している。

○ 学校レファレンス支援サービス

小学校、中学校、高等学校における総合学習や調べ学習、読書活動や学校図書館活動に関する教職員等からの相談に対し、図書館の職員が応じている。

○ 学校との連携事業

都内の学校等からの依頼に応じて、児童・生徒に対するおはなし会やブックトークを行い、併せて啓発資料の紹介も行っている。

その他、特別支援学校を対象に学校図書館整備支援、選書支援等も実施している。

○ 都民への啓発事業

- ・「東京都子供読書フォーラム」の開催

子供から（子供に関わる）大人まで、本や図書館に親しみ、興味を持ってもらうことを目的に、テーマを決めて講演会、展示、ワークショップなどを組み合わせて開催している。

・「公開講座」の実施

子供の読書活動を推進することを目的に、都民や子供の読書に関わる方を対象とした講演会を実施している。

○ 講師等の派遣

選書や読み聞かせ、読書活動に関する教職員研修へ講師として職員を派遣している。

○ 区市町村立図書館支援

児童サービス担当者を対象とする研修の実施、情報共有や連絡調整のための事務担当者会の開催など、都内図書館のサービス向上を目的として実施している。

3 都立図書館の課題

前掲2の通り、都立図書館ではこれまで第21期提言及び「東京都子供読書活動推進計画」に基づき、多岐にわたる事業を展開してきた。しかし、第I章2（「読書環境の変化と現状」）で述べた読書を取り巻く環境の変化や、第II章1（『平成25年度「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査』より概況）で挙げた不読者の状況⁷、さらに各学校や区市町村立図書館における取組と課題など、残された課題への対応が必要となっている。また、これまで都立図書館における子供の読書活動推進事業の中心を担ってきた多摩図書館が平成28年度に移転することや、東京都教育委員会による「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定という新たな状況も踏まえ、都立図書館としては今後、より一層の読書活動の推進に向けて、更なる取組を進めていく必要がある。

⁷ 学年が上がるにつれて不読率が上がる傾向があること、また、本を読まなかった理由としては、小学生から中学生2年生までは「読みたい本がない」「本に興味がない」の割合が高く、中学3年生から高校生は4割以上が「時間がない」としている。

第IV章 更なる読書活動の推進に向けて（提言）

提言1 間接的なサービスと直接的なサービスの有機的な結合

都立図書館は、都民の読書活動を推進するため、「都道府県立図書館」としての区市町村立図書館や学校図書館への支援（間接的なサービス）を拡充するとともに、都民に対する直接的なサービスについてもより一層展開していかなければならない。間接的なサービスと直接的なサービスは有機的に結びつくことが必要であり、後者の拠点のひとつとして、新多摩図書館を位置づけることを視野に入れるべきである。また、その際には、障害者や外国人に対するサービスにも配慮しなければならない。

（1） 間接サービスと直接サービスとの有機的な結合

第I章で述べたように、都立図書館は、「都道府県立図書館」として、区市町村立図書館向けのサービス（間接サービス）と、都立図書館自身の利用者向けのサービス（直接サービス）との2つを提供しなければならない。しかしながら、最終的にサービスの恩恵を受けるのは都民という点では、これらは何ら変わることはなく、この点で、全体的な視野に立ち、間接的なサービスと直接的なサービスとの「有機的な結合」を図っていく必要がある。

特に、「効果 (effectiveness)」と「効率 (efficiency)」の観点から最適な状態を保ちつつ、間接サービスと直接サービスとの連携を図っていくことが重要である。例えば、ある中学校がセット貸出⁸を希望した場合、当該地域の区市町村立図書館がその要望を満たすべきなのか、それとも都立図書館がそれを支援すべきなのかは、状況による。当該地域の区市町村立図書館が、その中学校に必要な図書一式を貸し出すことができれば、「必要な」図書を提供したという点で「効果的」、かつ、地理的な近さを考えれば「効率的」である。一方、当該地域の区市町村立図書館が「必要」な図書を十分に提供できなければ「効果」の点では問題であり、都立図書館の支援を受けたほうがよいのかもしれないが、実際には、提供までの時間等のコストを含めた上での総合的な判断が求

⁸ 図書館側で、あるテーマや分野のもとに図書を複数冊パッケージ化し、希望する学校等に貸出すサービスのこと。

められることになる。間接サービスと直接サービスとのバランスを念頭に置き、「効果」と「効率」の両面で、できる限り最適となるような方策を模索しなければならない。

(2) 間接サービスの拡充

これまで都立図書館が努力してきた間接サービスを継続し、その質を一層高めていく必要がある。特に、児童・青少年（ヤングアダルト）・成人の読書活動を推進するという観点からは、

ア 協力貸出

イ レファレンス支援

ウ 横断的な蔵書検索サービス

などの基幹的サービスを一層充実させることが望ましい。

「ア 協力貸出」を効果的に行うには、それに対して利用可能な蔵書を質・量の両面で十分なレベルを保ちつつ用意する必要がある。特に現在、都立図書館が区市町村図書館を対象として行っている「協力貸出」を学校に対して拡充するに際しては、国立国会図書館国際子ども図書館や他の県立図書館等で実施している以下のような方法が考えられよう。

- ・ 学校図書館向けセット貸出
- ・ レファレンスサービスの一環としての図書館資料の提供
「△△の調べ学習のための本は」等の問合せに対しテーマに沿った資料を探して提供する。
- ・ 図書館が作成する推奨図書リストに掲載された図書の貸出
- ・ 図書館で作成した展示パネルや図書リスト等とのセット貸出

自治体のおかれている状況や域内の学校の状況は様々であることから、実施に際しては、十分な調査と一定の条件整備を図った上で、都立図書館にふさわしい方法で実施することが望ましい。対象としては近隣に公共図書館がない、学校図書館の整備が遅れている学校からモデル的に実施するといった方法が考えられるだろう。いずれにしても、児童・青少年の読書活動推進に資することが前提であり、単に「物的な支援」や、「(児童・青少年が)自ら調べる」ことを安易に代替するものであってはならない。

「イ レファレンス支援」については、成人向けの高度なレファレンス質問（例：ビジネス支援関連の質問）への回答だけではなく、読書指導や利用者教育の観点から、幅広い年齢層に対する支援も考慮すべきである。すでに都立図書館では区市町村図書館を対象とした「協力レファレンス」や学校図書館や教職員を対象とした「学校レファレンス」を実施しているところである。そのうち、特に「学校レファレンス」については、周知の方法や受付から回答までのフローの簡便化など、より多くの学校の教職員に認知され、利用されるような工夫が必要である。

「ウ 横断的な蔵書検索サービス」は、東京都内の公立図書館における図書や雑誌の所蔵状況を知るためには欠かせない。特に、子供向けの図書（児童書等）の検索は、一般書に比べて難しい。成長段階によって「理解可能性（understandability）」が異なるためである（例えば、理解可能な漢字のレベルに相違がある）。子供の自発的な読書の推進のためには、子供にとっての使い易さに配慮し、好奇心を刺激するような検索システムの構築と併せて、都内公立図書館間の統合的な検索機能の向上も望まれる。

その他、調べ学習における有用なコンテンツの作成などの付加的サービスの充実も重要である。「調べ学習におけるコンテンツ」を区市町村立図書館が個別に作成するのでは、都全体から見て非効率であるし、区市町村立図書館の中には、そのようなコンテンツを作成する人的あるいは資源的な余裕のないところもあると推測される。豊富な資料を基に都立図書館がこの種のコンテンツを作成し、都民が直接に利用できるようにするとともに、支援のひとつとして区市町村立図書館へ提供することは、効果・効率の両面で理に適っていると考えられる。

（3）直接サービスの充実

都民に対して、都立図書館が、直接的なサービスを提供する機会を増やすために、新多摩図書館を活用することが考えられる。都立図書館としての機能と、地域の公立図書館としての機能のバランスに配慮しつつ、新多摩図書館の立地や施設を活用したサービスの拡充が求められる。例えば開架スペースを活用し、配架や展示の工夫により多彩な資料と出会う機会を創出することは、子供たち

の記憶に残る豊かな読書体験の提供につながるだろう。このことは「第三次東京都子供読書活動推進計画」の目標のひとつである「読書の質の向上」に向け、子供たちの読書の幅を広げる取組としても有効である。また、「こどものへや」「青少年図書エリア」「グループ学習室」等新たに設けられる施設の活用による主体的な読書活動の支援、また、図書館活用講座や普及啓発イベントの実施なども同様である。

さらに、都内図書館の先導的な役割を担うべき都立図書館としては、地域の子供に関連する施設と連携した新たな読書推進の手法の開発⁹など、研究的な視点で直接サービスを実施し、その手法を都内公立図書館や学校等に普及していくことが求められる。

(4) 障害者・外国人向けサービス

読書活動の推進を考える際に、障害者や高齢者、あるいは地域に住む外国人への配慮を忘れてはならない。多様な利用者に配慮した施設整備やサイン計画¹⁰、外国語を含む多様な資料の提供等、2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、障害者や高齢者に対するサービスや多文化サービスの拡充は、検討すべき重要な課題である。

提言2 子供の読書活動及び成人の生涯学習活動への支援

子供（児童・青少年（ヤングアダルト））の良質な読書習慣を育むためには人的資源が重要であり、都立図書館は、研修の開催や講師派遣などを通じて、このための人材育成に貢献しなければならない。また、読書活動の推進における公立図書館の機能や役割について、生涯学習活動への寄与をも念頭に置きつつ、研究を進めていくべきである。

(1) 子供の読書活動への支援

国による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」）の策定を受けて、各都道府県や区市町村において、新たな読書活動の計

⁹ 多摩図書館ではすでに「特別支援学校での読み聞かせ 都立多摩図書館の実践から」の実績がある。

¹⁰ 利用者を目的の場所へ適切に誘導するため、計画的に館内案内や書架案内等を行うこと。

画が作成・実施されつつある。第一次及び第二次基本計画の成果として、いわゆる学校での「朝読（あさどく）」¹¹や家庭での「家読（うちどく）」¹²を通じ小学生や中学生の不読率が減少し、また、ブックスタートなどの乳幼児向けの取組も広まりつつある。しかしながら、読書の質の向上や高校生の読書離れへの対策が依然として課題として残っているのが現状である。

成長過程にある「子供」とはいえ、発達段階に応じてそれぞれの個性が現出し、読書に対する姿勢・嗜好はある程度多様化する。この結果、同じ本を読んだとしても、その読書の効果は子供によって異なる可能性がある。これは、それぞれの子供に、それぞれ適した本を結びつける努力が、読書の質を向上させるのに欠かせないことを暗示している。もちろん、「気にいらぬもの」や「読みにくいもの」なども含めて様々な本に触れることも、子供の成長過程において必要であると考えられるが、それぞれの子供に適した「良書」を見つけ出すことは、質の高い読書を実現するための重要な一歩であろう。

多数存在する本の中から良書を選び出すには、「ブックリスト」の提供などの方策も考えうるが、それと同時に、的確なアドバイスを与えることのできる「大人」が身近に存在することは必須である。公共図書館では図書館職員（司書）、学校では教諭・司書教諭¹³・学校司書¹⁴・ボランティアなどがそのための重要な役割を果たすことになる。すなわち、子供が、自分にとっての良書に出会うには、本に関する豊富な知識や検索に関する技術を持った大人が必要であり、社会はそのような人材の育成に取り組まなければならない。

都立図書館はすでに、公共図書館や学校図書館の職員に対する研修を実施したり、講師を派遣したりするなどして、このような人材育成に一定の貢献を果たしてきた。この努力は継続されるべきであることはもちろん、さらには、受講者の範囲を広げ、研修を工夫するなどして、より様々な人々が子供の読書活動の促進に資する知識・技術を身に付けられるよう検討していくことが望ましい。「第三次東京都子供読書活動推進計画」では、成長の段階に応じた個々の

11 「朝の読書」の略語で、始業前の10分間、全校一斉に読書すること。

12 「家庭読書」の略語で、家族の絆づくりを目的として家族で本を読み、その本について家族で話合うこと。

13 学校図書館の専門的職務を担う教員。

14 専ら学校図書館に関する業務を担当する職員。

子供への対応を行うため、図書館員・司書教諭・学校司書・ボランティアのレベルアップの必要性が示されているが、都立図書館としても積極的な取組が必要である。

また、これらを支える都立図書館職員の育成・向上も忘れてはならない。

(2) 成人の生涯学習活動への支援

図書館は、生涯学習活動を持続させるための拠点である。この点、成人の「読む読書」「調べる読書」の両方の活動を推進していくには、都立図書館として、生涯学習活動への支援の点から各種のサービスを捉え直してみることが有効かもしれない。さらには、最近の公立図書館には、各自治体の状況に合わせた独自のサービスを展開するものも多く、しばしば一般的な話題にもなっている。これは、図書館学の教科書に列挙されたもの以外にも、地域にとって役立つサービスを研究開発し、積極的に実践しようという時代になっていることを意味している。この点で、ビジネス支援サービス等で実績を持つ都立図書館が、成人の生涯学習活動に資する新たなサービスを研究開発し、東京都の公共図書館を牽引する役割を果たすことが期待される。

提言3 電子的な図書館サービスの活用

地理的に遠隔な都民に対して都立図書館機能の利用可能性を高めるには、インターネットを活用した電子的な図書館サービスが欠かせない。電子書籍の普及をも鑑みつつ、電子的なサービスの一層の拡充に努める必要がある。また同時に、インターネットの利用技術の変化（スマートフォンの高度化・普及など）に対応したデジタルデバイド解消のための方策を検討すべきである。

(1) 電子的な図書館サービスの展開

都立図書館による読書活動の推進にあたっては、東京都全域にサービスが行き渡るように努力する必要がある。サービスが行き渡るようにするにあたっては、とりわけ都立図書館から地理的に遠隔な状況にある都民に対する配慮が欠かせない。インターネットを通じたサービスを展開することによって、地理的に遠隔な状況にある都民はもとより、勤務や家庭の都合などによって都立図書

館への来館が難しい状況にある都民に対しても効果的・効率的な働きかけが可能となることが期待される。

インターネットを通じたサービス、すなわち電子的な図書館サービスを展開するにあたっては、電子書籍・電子雑誌などの社会的な普及の状況を踏まえる必要がある。現時点では、わが国における電子書籍・雑誌などは、漫画や自然科学系学術雑誌など、一部のジャンルを除いては、広く一般に普及しているとまではいえる状況にない。子供の読書における電子書籍に限ってみても、いわゆるケータイ小説がヒットしたり、スマートフォンやタブレット端末向けの絵本アプリが開発・利用されたり、といった動きは見られるものの、紙媒体の書籍に並ぶほどの普及が認められるには至っていない。

今後は、電子書籍・雑誌などの動向を見据えつつ、都立図書館としてどのようなサービスを展開するかについて検討を進めていくことが期待される。とりわけ、電子書籍等による読書をめぐっては、読書の楽しさや魅力を伝えるきっかけづくりとなること、及び紙媒体の書籍と電子書籍等とを一体的に利用することによって情報活用能力を向上させる機会となることを念頭に置くことが適切である。都立図書館では調査研究支援を目的として平成25年度から電子書籍サービスを提供中であるが、館内利用に限定しているほか、提供コンテンツも非常に限られたものとなっている。今後、サービス拡充に向けた検討を進めるに際しては、市場の動向を見据えつつ、サービス範囲や提供コンテンツの拡大を図り、読書活動の推進へも寄与することが必要であろう。

その他、現時点では、読書活動の推進に向けた都立図書館による電子的なサービスとしては、ウェブサイトを利用した情報提供などを展開することが相応のニーズを満たすものと想定される。とりわけ、子供や保護者向けに、あるいは学校の教職員向けに資料の紹介を行うことや、学校の教職員や児童・生徒向けに調べ学習に資するコンテンツの作成・公開を行うことについて、拡充していくことが期待される。

都立図書館としては、すでに一定の取り組みは行っている。例えば、「これならできる！ 自由研究 111枚のアイディアカード集」では、資料の紹介もしつつ、調べ学習のヒントを提供しており、都立図書館のウェブサイトでも利用可能となっている。

また、「羅針盤」や「扉を開けて」などといった普及・啓発資料についても、ウェブサイトで公開はしているが、より一層活用の幅を広げることも検討すべきである。中高生に親和性の高いスマートフォン利用への最適化や、都立図書館オリジナル電子書籍としての展開など、時代に応じた新たな試みへとチャレンジすることを期待する。

(2) デジタルデバイドへの配慮

インターネットを通じた図書館サービスを展開するにあたっては、いくつか留意すべき点がある。とりわけ、デジタルデバイドの軽減・解消は、常に念頭に置くべき事柄となる。

デジタルデバイド、すなわち入手・活用できる情報に格差が生じる状態には、大別すると二つの要因がある。地理的・経済的・身体的理由などによって情報へのアクセスに障壁が生じている場合と、いわゆる情報リテラシー（情報を活用する力）の不足などによって必要な情報の利用ができない場合とである。前者の要因に対しては、ウェブサイトを通じたサービスの提供によって、地理的な障壁は軽減・解消されるが、経済的・身体的理由などによって有効なアクセス手段を持たない利用者への配慮は必要となる。後者の要因に対しては、情報リテラシーを習得・向上する機会を提供するとともに、操作の容易なインターフェースを開発するなどの工夫が必要となる。

インターネット関連の技術は日々、進展を続けている。例えば、ウェブサイトにアクセスするにあたって、パソコンではなくスマートフォンが利用される場合も増えている。今後も、技術的な動向と利用の態様を注視しながら、電子的な図書館サービスの在り方を検討していくことが重要である。

提言4 「家庭」「学校」「地域」との連携とPR活動

読書活動の推進を効果的に図るには、「家庭」「学校」「地域」との直接的・間接的な連携を深めることが重要であり、そのためにこれらの連携を視野に入れた機能・サービスの拡充を図る必要がある。可能な限り数多くの都民に対して、それらを利用する機会を提供すべきであり、そのためには拡充した機能・サービスの一層の周知（PR・広報）に努めなければならない。

（1）家庭・学校・地域との連携

読書活動の推進は、もとより図書館のみで完結するものではない。効果的・効率的な推進のためには、子供を取り巻く「家庭」「学校」「地域」との直接的・間接的な連携を深めることが重要となる。都立図書館においても、読書活動の推進に向けて、かかる連携を視野に入れた機能・サービスの拡充を図る必要がある。

都立図書館では現在、家庭向けには、ウェブサイト上のQ&A「家庭での読書について教えてください」の作成など、情報提供につとめているが、今後は、家庭の置かれた多様な状況を踏まえ、多彩な機能・サービスの検討・実施が期待される。学校向けには、教職員を対象とする学校支援レファレンスサービスを提供するなどしているが、今後は、学校の教育課程や新たな教育課題に即したサービスの展開など、機能・サービスの一層の拡充を図ることが望まれる。

地域向けには現在、直接に働きかける機能・サービスは必ずしも確立されてはいないが、今後、地域として読書活動を推進することが期待されることを踏まえ、都立図書館としても地域の取組を支援する機能・サービスを検討・実施していくことが重要となる¹⁵。

（2）PR・広報の重要性

都立図書館は、すべての都民のための図書館であることを踏まえ、可能な限

¹⁵ 社会教育施設の連携の在り方を示す1つの事例として、東京大学総合研究博物館で実験的に取り組んでいるプロジェクトがある。展示コンテンツをコンパクトにパッケージ化し、学校、企業、公共施設等に中長期にわたって貸し出すことで、自己完結的な従来型の「施設型ミュージアム」とは異なる、相互連携的な「領域型ミュージアム」の可能性を提唱している。（出典：西野嘉章著『モバイルミュージアム 行動する博物館』平凡社、平成24年）

り多くの都民に対して、機能・サービスを利用できる機会を提供すべきである。都立図書館が取り組んでいる様々な機能・サービスについて、都民が十分に認知、利用しているとは必ずしもいえない。今後は、拡充していく機能・サービスを中心に、一層の周知を図るため、PR・広報にさらに注力していくことが期待される。

PR・広報にあたっては、インターネットを活用した方法はもちろん有効であり、利用者の使い勝手に配慮したウェブサイト、ソーシャルネットワークサービスは必須である。ただし、インターネットの利用状況には偏りがあることも踏まえ、紙媒体での案内を含め、多様な手法を用いることが肝要である。また、学校や地域との連携に基づいて、学校や地域を経由したPR・広報の工夫もさらに進めていくことが期待される。

第Ⅴ章 おわりに

冒頭で述べたように、読書はひとつの趣味として、われわれに悦びを与えるだけでなく、他者の体験や考え方を読書を通じて知ること、自らの感性に磨きをかけ、より豊かなものとするができる。さらには、仕事や生活に必要な様々な情報や知識を獲得する上でも読書は必要不可欠である。より多くの都民が、このような読書を通じて、人生を実り多きものとするよう、都立図書館は可能な限りの支援を行っていくべきである。

折しも、子供の読書活動の推進に関しては、都の教育委員会による第三次計画の策定とこの提言のとりまとめとが時期的に重なった。両者を通じて、都立図書館がその機能を十分に発揮し、多大な貢献を果たしていくことが切に望まれる。

参 考 資 料

- 1 審議経過
- 2 第26期東京都立図書館協議会委員名簿

審議経過

<定例会>

- 第1回定例会 平成25年7月1日(月)
- 都立中央図書館の事業説明
 - 協議テーマの決定について
 - 都立図書館における取組状況について
- 第2回定例会 平成25年9月2日(月)
- 第21期協議会提言以降の取組と課題
 - 東京都教育委員会の取組
 - 各学校における図書館からの支援の活用状況1
- 第3回定例会 平成25年11月18日(月)
- 各学校における図書館からの支援の活用状況2
- 第4回定例会 平成26年2月17日(月)
- 区市町村立図書館が行う読書推進活動への支援について
 - 電子書籍等を活用した読書推進について
- 第5回定例会 平成26年6月30日(月)
- 新多摩図書館移転計画について
 - 提言とりまとめに向けた課題整理
- 第6回定例会 平成26年10月27日(月)
- 「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」提言構成(案)について
- 第7回定例会 平成27年1月26日(月)
- 「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」提言(案)について
- 第8回定例会 平成27年3月24日(火)
- 「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」提言の提出

<作業部会>

第1回部会 平成26年 9月 4日(木)

○提言案について討議

第2回部会 平成26年12月18日(木)

○提言案について討議

第26期東京都立図書館協議会委員名簿

(任期 平成25年5月1日から平成27年4月30日まで)

◎：議長 ○：副議長

押尾 勲	東京都立南多摩中等教育学校長 兼 東京都立南多摩高等学校長
武山 洋二郎	帝京大学中学校・高等学校長
星野 喜代美	文教大学附属中学・高等学校長
小池 眞喜夫	港区教育委員会教育長
坂倉 仁	八王子市教育委員会教育長
岩崎 久美子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
○岸田 和明	慶應義塾大学文学部教授
◎近藤 精一	東京学芸大学大学院教育学研究科（教職大学院）教授
齊藤 一誠	国際基督教大学学長特別補佐アドヴァンスメント・オフィス部長
梨屋 アリエ	児童文学作家・法政大学非常勤講師
野末 俊比古	青山学院大学教育人間科学部准教授
原田 久義	国立国会図書館電子情報部主任司書

作業部会委員名簿（提言執筆者）

○：部会長

○岸田 和明	慶應義塾大学文学部教授
野末 俊比古	青山学院大学教育人間科学部准教授
岩崎 久美子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
齊藤 一誠	国際基督教大学学長特別補佐アドヴァンスメント・オフィス部長

読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について

第26期東京都立図書館協議会 提言

平成27年3月発行

編集 第26期東京都立図書館協議会
発行 東京都立中央図書館管理部企画経営課
〒106-8575 東京都港区南麻布 5-7-13
03-3442-8451(代)

印刷